

均等侵害が認められた事案

－骨切術用開大器事件－

東京地判平成30年12月21日（平成29年（ワ）第18184号）

裁判所ホームページ

知的財産事例研究会
弁護士・弁理士 ^{たのうえ} 田上 洋平

第1 事案の概要

本件は、名称を「骨切術用開大器^{こつきりじゅう}」とする特許権（登録番号特許第4736091号、以下「本件特許権」という。）を有する原告が、被告が製造、貸渡し及び貸渡しの申出をしている骨切術用開大器（以下、「被告製品」という。）が、本件特許権の請求項1（以下「本件発明1」という。）及び2¹（以下、「本件発明2」といい、本件発明1と2をあわせて「本件発明」という。）に係る発明の技術的範囲に属し、本件特許権の侵害行為に当たると主張して、被告に対し、被告製品の製造、貸渡し及び貸渡しの申出の差止め並びに同製品の廃棄を求める事案である。

争点は、文言侵害の成否（争点1）、均等侵害の成否（争点2）及び無効の抗弁（サポート要件違反）の成否（争点3、本稿では触れない）である。

第2 本件特許権

1 本件発明1（構成要件に分説）

- A 変形性膝関節症患者の変形した大腿骨または脛骨に形成された切込みに挿入され、該切込みを拡大して移植物を挿入可能なスペースを形成する骨切術用開大器であって、
- B 先端に配置されたヒンジ部により相対的に揺動可能に連結された2対の揺動部材と、
- C これら2対の揺動部材をそれぞれヒンジ部の軸線回りに開閉させる2つの開閉機構とを備え、
- D 前記2対の揺動部材が、前記ヒンジ部の軸線方向に着脱可能に組み合わせられており、

1 本件判決においては、「上記特許の請求項1に係る発明の技術的範囲に属し、上記特許権の侵害行為にあたる」として」と事案の概要に記載されているが、この点は誤記と認められる。

E 前記2対の揺動部材の一方に、他方の揺動部材と組み合わせられたときに、該他方の揺動部材に係合する係合部が設けられている骨切術用開大器。

2 本件発明2（構成要件に分説）

F 前記2対の揺動部材が、それぞれ、閉じられた状態で先端側から漸次厚くなる略楔形状に形成されている請求項1に記載の骨切術用開大器

3 本件発明の説明

(1) 骨切術とは

変形性膝関節症の患者の大腿骨や頸骨の角度を矯正するために、骨を切って詰めたり、骨を切って人工骨を詰めたり、切った箇所に骨移植を行う手術である。

具体的には、頸骨（上記のとおり大腿骨の場合もあり）を切り、切断部に「骨切術用開大器」を用いて切断部を広げ、広げた部分に移植用の骨や人工骨を入れ（骨の形状は通常楔形）、金属製のプレートとスクリューで固定する。固定後、骨が十分に癒合したあと（通常1年程度）にプレートとスクリューを除去するといった手法で行われる。

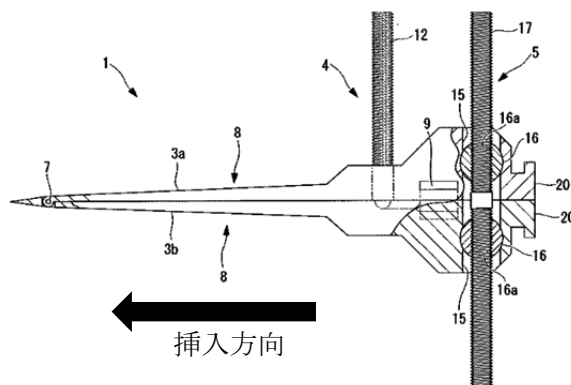
このように、骨移植や人工骨を入れることにより頸骨の角度を矯正することにより、膝関節の隙間を調整し、変形性膝関節症による膝の痛み緩和することができる。

(2) 本件発明について

本件発明の実施品である骨切術用開大器の使用方法は、特許公報の【0022】～【0032】を参照いただきたいが、具体的には次のとおりである。

i 骨切り

ii 骨切り部に挿入（ハンマー等で20を叩くことあり）



iii ボルト部材17を六角レンチで回して、第2対の揺動部材3 a、3 bを開いていくと、第2対の揺動部材3 a、3 bに設けられた突起9が第1対の揺動部材2 a、2 bにもうけられた凹部10の内側面10 aに接触していることから、第1対の揺動部材2 a、2 bも一体的に開かれていく